

定 款

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（英文名 Japan L.P.Gas Instrument Inspection Association。略称「LIA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を得て、必要な地に事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料（以下「液化石油ガス器具等」という。）に関する適合性検査、検査及び試験、調査及び研究等を行うことにより、液化石油ガス器具等の安全性及び品質・性能の維持・向上及び事故の防止等を図り、もって国民生活の安全の確保と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等に関する国内登録検査機関業務
- (2) 液化石油ガス器具等の検査及び試験（第1号の業務を除く。）
- (3) 液化石油ガス器具等に関する普及及び啓発
- (4) 液化石油ガス器具等に関する調査及び研究

- (5) 産業標準化法に基づく液化石油ガス器具等に関する国内登録認証機関業務
- (6) 国際規格及び国内規格に関する審査登録機関業務
- (7) 液化石油ガス器具等に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外にて行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指示に従わなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の目的達成上特に必要があると認められる場合において、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書(資金収支予算と正味財産増減予算)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会で決定する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項で決定または変更した事業計画書及び収支予算書は、直近の評議員会に報告するものとする。

3 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 附属明細書
- (5) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号及び第5号については、定時評議員会に提出し、第1号及び第5号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(借入金)

第11条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員8名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第23条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第24条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事とする。
 - 3 第2項の理事長及び専務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
 - 4 代表理事以外の理事のうち3名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第33条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 理事は、前項に関する議案（理事の責任の免除に限る。）を評議員会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事又は代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事実及びその内容を示した書面をもって、理事会の7日前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第36条第3項第3号又は第4号後段の規定により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(理事会の決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第44条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第47条 この法人に、顧問2人以内及び参与2人以内を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応え、この法人の事業活動について助言・提言を行う。

3 参与は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。

4 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから、理事会において選任し、理事長が委嘱する。任期は2年以内とし、選任のときに定める。

(顧問及び参与の報酬等)

第48条 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問及び参与に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(書類等の備え置き)

第50条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

(1) 定款

(2) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書

(3) 監査報告書

2 前項各号の書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

(事務局)

第51条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

(実施細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊 藤 敏
林 健 三
葉 梨 益 弘
高 野 克 己

内 村 勝
齊 藤 俊 夫
河 西 聡
藤 井 康 孝
蛭 川 雅 之
古 林 攝 樹
山 田 亨
河 村 哲 二
津 野 岳 彦
新 谷 賢 一
榎 本 正 徳
齋 藤 好 次

4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げるものとする。

(理事) 寺 崎 和 典
遠 藤 祐 司
後 藤 庄 樹
小 澤 八十二
内 海 二 郎
井 澤 厚
丸 茂 等
吉 岡 邦 明
和 泉 潤 一
岩 谷 直 樹
加 藤 俊 一
瀬 戸 和 吉
北 條 亮
(監事) 木 村 繁
正 示 明

5 この法人の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。

(理事長) 寺 崎 和 典
(専務理事) 加 藤 俊 一

6 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げるものとする。

(理事) 瀬戸和吉
北條亮

附 則（令和元年6月25日）

この変更規定は、産業標準化法の施行を条件として、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日）

この変更規定は、令和2年3月13日から施行する。